

翻 訳

オーストラリアにおける法学教育*

アレックス・ガードナー**

小 川 富 之 訳

1. はじめに：オーストラリアの法律家

オーストラリアにおける法学教育は、学生を法律実務家に養成することが、その主たる目的です。将来、学生が法律実務家になるために所属する学士コース (degree course) は、法学士コース (LL. B) と呼ばれています。このコースは、通常、大学の法学部 (law school) に設置されています。学部を卒業した後、法学士の資格を有する者にはすべて、一定期間の実務修習を受ける資格が与えられることとなります。この実務修習は州によって異なりますが、法律事務所 (law firm) において先輩の実務家のもとで1年間、見習いの「articles」として実習を行う場合と、「法曹学院 (college of law)」で所定の実務教育を受ける場合とがあります。この一定期間の実務修習を終えた学生は、実務を行うのに要求される、法廷弁護士 (barrister) または事務弁護士 (solicitor) としての資格を裁判所により認められることとなります。

* 本稿は、アレックス・ガードナー先生が1993年4月5日に広島経済大学民法ゼミナールで行った報告の原稿 (原題 University Legal Education in Australia) を許可を得て翻訳したものである。

** Alex Gardner, Senior Lecturer, Law School, The University of Western Australia (西オーストラリア州立大学法学部 専任講師)

一旦、裁判所で実務資格が認められると、法律実務家として様々な形での活動を行うことができます。一般に、次のような仕事を行う者のことを、オーストラリアでは「法律家 (lawyer)」と呼んでいます。

- 法律事務所で働く事務弁護士。
- 法廷弁護士事務所 (law chambers) で働く法廷弁護士。
- 政府機関で働く審議官 (counsel or adviser)。
- 民間会社の法務担当者。
- 検事局の法廷弁護士。
- 立法を行う議会において、議会に提出する法案の作成を担当する者。
- 政府の提供する法律相談等のサービスに携わる事務弁護士。
- 各地区の法律相談センター等で働く事務弁護士。

ここでは、まず、事務弁護士と法廷弁護士の違いについて少し説明をしたいと思います。事務弁護士は主として「書類作成」の仕事を行い、裁判手続き上必要とされる様々な書類を含めて、契約書、遺言書、役所に提出する様々な申請書、その他の法律関係書類の作成を行います。法廷弁護士は法律問題に関する専門のアドバイザーとして、また、法廷での代理人としての仕事を行います。法廷弁護士とは、その名の通り、裁判所における訴訟手続きの中で依頼人の弁護を行う者のことをいいます。法律家以外の一般の人々にとっては、法律家というと裁判所で弁論を行う法廷弁護士のことを指すと考えられているようですが、実際には、法律家の圧倒的多数は事務弁護士で、彼らの多くは、ほとんど裁判所に向くことはありません。しかしながら、この事務弁護士も豊富な法律知識を有しており、法律に従って、必要書類を作成することができるのです。

資格を有する法律家の中には、法律実務の仕事に就いたり、それを継続したりすることを希望しない者もおります。そのような者たちは、自分で事業を行ったり、政府または民間企業の管理職となったりすることになり

ます。政治家や外交官になる法律家も珍らしくありません。

オーストラリアにおける法律家の数として統計上現れてくるのは、現在実務資格を有する者の数ということになります。1986年の統計によると、オーストラリアの総人口は約1,600万人で、そのうち法律家の数は、およそ26,000人ということになっています。西オーストラリア州は、約160万人の人口で、実務資格を有する法律家がおおよそ2,600人ほどいます。この数字は、人口615人につき1人の法律家がいるということになります。⁽¹⁾これらの法律家のうち、およそ500人が西オーストラリア州以外に住み、その多くが複数の州の実務資格を有しており、全国規模のいわゆるナショナル・ファームと呼ばれる法律事務所に所属しています。したがって、西オーストラリア州の法律家の実数は実際には統計上の数字よりは少ないと考えられます。このことはオーストラリア全体でも同様であろうと思われます。アメリカ合衆国では法律家の人口比率はもう少し高く、人口約400人に一人の法律家という程度であろうと思われます。

オーストラリアの大学における法学教育には、前述の法学部でのコース以外のものもありますが、それらは学生を法律実務家に養成することを目的とするものではありません。大学によっては、法学ディプロマのコースを開設しているところもあります。このディプロマ・コースは、法学士コースよりも短期間で、一般的に言って、より実践的な傾向が強く、学生をある特定の職種に養成することをその目的としています。また、最近では、経済学、経営学等の学士の取得をめざす学生が、入門的な法学の講義の単位を取ることが非常に一般化してきています。これらの学生が将来就職した際の仕事と関連するような、契約法、不法行為法、商法、税法および労働法のような、様々な領域の法律の基礎理論や手続き等を、学生は法学入門の講義で学ぶこととなります。さらに、社会学や哲学のような、将来何らかの特定の職業に就くための勉強ではない一般教養科目を専攻する学生

(1) 法律実務資格を有する法律家の人数に関しては、末尾に掲げた表を参照のこと。

も、法の社会的意義および法の論理等を勉強することもあります。ここでは、これらの法学部以外での法律の勉強を非法律実務家のための教育 (non-professional law studies) として分類することにします。

オーストラリアの法学部の多くは、法学修士 (LL. M) および法学博士 (Ph. D in Law) と呼ばれる大学院の課程を設置しています。このような大学院の課程への進学を希望する学生は、通常、法律実務家になるために要求される法学教育 (professional legal studies) を修了し、法学士の資格を得ていることが要求されます。しかしながら、大学院を修了し、法学修士または法学博士の学位を得ていることは、必ずしも法律実務家として実務を行うのに必要とはされませんし、そのような学位を得ているからといって、法律実務を行うことができるわけではありません。例えば、外国からの留学生がオーストラリアで法学修士の学位を取ったとしても、国内で法律実務の仕事をする資格が与えられるわけではありません。

本稿では、主として、法律実務資格を得るための法学教育である法学士について概観したいと思います。

2. 法学部 (ロー・スクール) への入学資格

オーストラリアでは、一般に、法学部への入学資格を得るのは難しいと考えられており、特に、名門校への入学は非常に難しいとされています。人々のこのような認識にもかかわらず、才能ある若者たちの多くが、やりがいのある仕事と高収入を求めて、法学部への入学をめざして努力を重ねています。彼らの中には、法に対する純粋な興味と社会正義への関心から法律の勉強を志し、実務家を希望する者もいます。法に対する興味の薄い者やそれを全く持ち合わせていないような者にとっては、厳しい勉強に耐えていくことは非常に困難であろうと思われます。

法学部への入学申請書は大学の評議会で審査され、それに合格した者だけが入学許可を与えられることとなります。この競争率は非常に高く、入学を認めてもらうには、かなり厳しい関門をかいくぐらなければなりません。

ん。西オーストラリア州立大学法学部 (the University of Western Australia Law School) の入学定員は210名で、これが3種類の異なる法学士コースに分かれており、それぞれ入学者のカテゴリーが異なります。現在のところ入学の倍率は約4倍です。

・カテゴリー1 (定員125名)

対象は、高等学校を卒業し、大学入学前の新卒者で、高等学校で実施された大学入学のための学力テスト (academic achievement) の合計得点のみをもとに入学の可否を判断します。入学を認められた学生は、法学部での学士のほかに、教養学部、経済学部、経営学部または理学部等で、もう一つ別の学士の勉強をしなければなりません。これをコンバイン・ディグリーと呼んでいます。このコンバイン・ディグリーのコースは、5年間の履修期間が要求されます。最初の3年間、学生は、法学部およびそれ以外の学部の講義科目を履修し、これを終わると法学士の資格のない学部卒業生として扱われます。残りの2年間は法学部の講義科目のみを履修し、それを終わると法学士の資格が与えられます。

・カテゴリー2 (定員50名)

対象は、大学で法学部以外の学部に進学中または在学経験のある者で、大学入学のための学力テストの成績と、法律を学ぶに要する成熟度、志望動機および社会的必要性等をもとに入学の可否を判断します。例えば、入学希望者が社会で有している資格または人種的な条件等が考慮されます。入学を認められた学生は、4年間の学士コースで法学士の資格を与えられます。

・カテゴリー3 (定員35名)

対象は、大学で法学部以外の学部を卒業した者で、カテゴリー2と同じ基準で入学の可否が審査されます。例えば、大学入学のための学力テスト、

成熟度、動機および社会の必要性等が考慮されます。このカテゴリーで入学を認められた学生は、やや厳しい負担を伴いますが、3年間の履修期間で法学士の資格が与えられます。

このように、法学士取得のコースを三つの異なるカテゴリーに分けているのは、ある程度の成熟度と幅広い知識を卒業生に身につけてもらいたいという理由からなのです。法律家として働くには、単に新入生が法学教育を3年間受けたただけではなくて、広範な知識とある程度の成熟度がある方が、より好ましいと考えられているからなのです。カテゴリー2やカテゴリー3での入学希望者に対して、学業成績以外の条件を考慮する理由は、法律実務家の層をより広くかつ厚くすることにつながるからなのです。このような方法が効果を上げているかどうかは、今のところはっきりとは解りません。法学部の学生の大多数は、社会的に裕福な階層の出身者で、したがって、法律家の多くも同じような状況にあります。このことから直ちに、法律家になる人々のタイプに多様性が無いとは言えないと思います。オーストラリアには、英国以外の国々からの移民も多く、彼らの中には才能のある人や努力家もたくさんいます。このような層からの入学希望者もオーストラリアの大学の法学部にはたくさん入学してきているのです。また、オーストラリアの大学の法学部は女性の割合も高く、クラスのうちの50パーセント強の学生が女性で占められています。

西オーストラリア州立大学法学部は、オーストラリアの先住民民族であるアボリジナルの入学希望者に対して、毎年5名の特別枠を設けています。この特別枠のカテゴリーの入学希望者は、前述の三つのカテゴリーで要求される学業成績に達していなくても入学が認められる場合があります。しかしながら、一旦入学が認められると、これらのアボリジナル出身の学生も、他の学生が学部勉強を継続するのに要求されるのと同じレベルを求められます。アボリジナルに対する特別枠で入学を認められた学生の約半数が学部を修了し、学士の資格を受けています。これに対して、一般の学

生は約85パーセントが学部を卒業しています。

3. カリキュラム

法学士のカリキュラムの目的は、学生が卒業後に法律実務家として働く上で要求される技能を修得する基礎を提供することにあります。法律を調査しそれを理解する能力、法律問題を分析しその問題に対して法律を適用する能力、自分の持っている法律知識および問題の分析について文書や口頭で説明する能力等がこれらの技能に含まれます。しかし残念ながら、法学部の学生たちの多くは、講義終了時の試験に合格するために、教師が実体法について行った説明の修得に焦点を当てて勉強する傾向が強いようです。おそらく、それは、カリキュラム編成が、様々な法律の領域の概念解説ということを基礎に作成されているからなのだと思います。

講義のおよそ3分の2は、学生が必ず履修しなければならない必修科目で、法の基礎的な知識および最も重要な概念を修得するための科目です。これらの必修科目には以下のものがあります。

- 法手続 (Legal Process)
- 契約法 (Contracts)
- 不法行為法 (Torts)
- 刑法 (Criminal Law)
- 憲法 (Constitutional Law)
- 行政法 (Administrative Law)
- 財産法 (Property Law)
- エクイティーおよびトラスト (Equity and Trusts)
- 証拠法 (Evidence)
- 民事訴訟法 (Civil Procedure)
- 法律文書作成および譲渡証書作成 (Legal Drafting and Conveyancing)

残りの単位は選択科目で、学生は自分の関心のある講義を自由に選択します。この選択科目には様々なものがあり、商法、会社法、刑法を含めた公法、法哲学および国際法等があります。

講義方法は、科目によっても異なりますし、教師によっても区々で、場合によっては、学生の傾向によっても差があります。必修科目はたいてい一連の講義と個別指導（tutorials）という形で行われます。講義は比較的大きな教室で行われ、教師が口頭で説明を行う場合が多く、学生は、その講義内容をノートに取ったりすることになり、受け身の傾向が強いようです。個別指導は、チューターの指導の下で、学生が主体的に議論をすることを促進するよう、比較的小さなグループで行われます。学生は、議論をするための準備ができるよう、事前に個別指導のテーマを文書で予告されます。個別指導は、クラスによっては学生が事前に自分の発表する内容を文書にして提出することを求められ、それについて口頭報告を行うことを要求される場合もあります。

選択科目の多くは、比較的少人数の受講生で、セミナー形式で行われることが多いようです。このセミナー形式では、学生は指定された資料を事前に読んで予習し、ディスカッションの準備をすることが要求されます。ここでは教師が特定の法領域について講義を行うのではなく、教師のある程度の指導の下で、むしろ学生が自分で資料を読んだりディスカッションをしたりすることにより、そのテーマについての理解を深めていくこととなります。通常、セミナーの科目を受講している学生は、自分で特定のテーマについて研究し、それをレポートにしてクラスで報告することが要求されることとなります。

評価の方法も科目によって区々ですが、必修科目で大人数の受講生のクラスでは、学期の終わりに2～3時間の筆記試験が実施され、事前に知らされていない問題や質問に対して解答を行うことによって、学生の評価が行われるのが一般のようです。大量のエッセイの採点には非常に時間と労力がかかるので、受講生の多い必修科目を担当している教師は、学生にリ

サーチ・ペーパーやエッセイを課するのを好みません。セミナー・クラスでは、学生が独自に行った調査・研究に基づいて作成されたエッセイをもとに評価が行われるのが一般です。口頭報告の評価はレポートよりも難しいといわれていますが、個別指導やセミナーでの口頭報告も評価の対象とされるのが一般です。もう一点付け加えると、レポートは通常、作成者の名前を伏せて評価されます。学生が取得する得点の幅は、ベル・カーブを描いて分布します。

オーストラリアの法学部では、たいてい、一番優秀な学部学生に対して優等生 (Honours) の称号を授与する制度を持っています。優等生の称号は、ファースト・クラス、2A と呼ばれるアッパー・セカンド・クラス、2B と呼ばれるローワー・セカンド・クラスに分かれています。西オーストラリア州立大学法学部の場合は、卒業生の上位20パーセントの学生が優等生の称号を受けます。この内、卒業生の5パーセントがファースト・クラス優等生の称号を与えられます。優等生の称号を得るのに要求される条件は法学部によって異なりますが、一つ共通なものとして、優等生の称号に挑戦する学生は、法学部の教員による指導の下で、なにか一つのテーマを選んで研究し、それに基づいて作成された論文を提出しなければなりません。この論文は、研究者等によってそれまでに研究されていない法律問題を扱い、独自のテーマであることが要求されます。大学院での研究を希望する学生、とりわけ留学生は優等生として法学部を卒業していることが一般に期待されます。

4. オーストラリア法の特徴

オーストラリアの法律一般については、英国の入植の際に持ち込まれたイギリスの法制度に基づいていると言えます。この制度の基礎をなしているのはコモン・ローであり、イギリスの裁判所に持ち込まれた事件の判決が先例として機能しています。19世紀に、裁判所できちんとした判例集が整備されて以来、コモン・ローは、より厳格に先例拘束の原則に従って

ます。これは、裁判所が何らかの事件を審理する場合に、以前になされた、それと類似する事件の判断に拘束されるというもので、以前の事件から引き出された基本原則に従って、新しい事件の判決を行うというものです。議会は、制定法という形で新しい法を作り、これによって、合理性を失なった古いコモン・ローを覆したり、コモン・ローのい存在しない領域に、一連の新しい法規を創造したりすることができます。

現代社会は急速に進展を遂げており、法源として、議会による制定法（例えば、国会で制定された法令）は、ますますその重要性を増してきています。現代では、社会的、経済的および政治的活動のあらゆる場面を規制する、非常に包括的な法典が制定法によって頻繁に形成されています。しかしながら、コモン・ローは、その法令をどのように適用するかについて、なお影響力を有しています。裁判所は、以前になされた制定法の解釈に従うという先例拘束のコモン・ローに支配されています。比較法的な目的で、他の国々のコモン・ローに言及することはありますが、今日では、オーストラリアの法制度が、英国から独立しているのは周知の事実です。

法学部の学生にとっての最も重要な勉強の一つとして、一連の判例を分析し、コモン・ローの原則を導き出し、法令の解釈を行うということがあります。事件は、長い年月の間にいろいろな形をとって現れ、様々な事実認定が含まれています。学生は、それぞれの事件の判決理由（ratio decidendi）を識別しなければなりません。それぞれの事件で確立された原則を見つけ出し、一連の事件から一貫性のある原則を導き出さなければなりません。この原則およびそれと関連する法令は、人間の行動を支配する諸規則の論理モデルによって裏打ちされたものでなければなりません。法に関するあらゆる知識を修得するためには、学生は、その背後にある政策やルールが実際にどのように影響を与えているかという点も理解しなければなりません。そのためには、学生は、法の原理がどのように進展を遂げてきたかを理解し、また、法のダイナミックな本質について把握する必要があります。すなわち、変化しつつある社会に法がどのように対

応しなければならぬかを理解しなければならないのです。

5. 学生の活動

法学部における教育の重要なものの一つとして、課外活動があります。オーストラリアの法学部には、たいてい、学生法律協会 (the student law society) という組織があり、教育的、社会的な活動を行っています。西オーストラリア州立大学法学部の学生法律協会では、教育的活動として、模擬裁判 (mooting competition) および法廷弁論 (trial advocacy) という2つの大会を開催しています。模擬裁判の大会では、模擬法廷での法律の解釈・適用の技術が競われます。法廷弁論大会では、模擬裁判官の前での証人尋問の技術が競われます。これらの2つの大会は、いずれも自発的な希望者により争われますが、いずれも非常に学生に人気があります。また、法学部では、これとは別に、オーストラリア法学生協会 (Australasian Law Student Association) があり、年に1回、法学部学生の全国大会を開催しています。この大会では、模擬裁判およびレポート報告が大学対抗で行なわれます。

6. おわりに：専門家としての倫理

大学における専門家養成のための法学教育は、オーストラリア法および法律実務の発展にとって非常に重要なものです。オーストラリア社会の受けている恩恵の多くは、法の支配と、国内のすべての人々に対する適切な法の適用に負うところが非常に大きいと思われまゝ。しかしながら、法の支配は、単に法学部で修得された技術とテクニックをうまく適用すればそれでいいというものではありません。これらの技術は、専門家としての倫理と正義の観念を持って用いられなければなりません。残念ながら、この点については法学部ではあまり議論がされていません。大学の研究者や学生の中には、この問題に真剣に取り組み、人々の関心を高めようと努めている人もいます。最近、「法と性および人種の問題と法学教育」というこ

とが議論されています。しかしながら、専門家としての倫理や正義の観念については、それほど真剣に議論されてはなくて、オーストラリアの法学部での教育ではあまり重視されていません。もちろん、法の支配には、客観的な法解釈を行うことが要求され、法とはどうあるべきかというような、法律家の主観の入った意見は必ずしも要求されていません。しかしながら、法律家が修得すべきものとして、正義に関心を抱きつつ法を学び、また、依頼人の最善の利益を配慮しつつ法を適用することは必要なことだと思われます。これは、法学部の学生一人一人が法を学ぶ際に心がけなければならないことなのです。

参 考 文 献

- Weisbort, D, "Recent Statistical Trends in Australian Legal Education", (1990-91) 2 (2) *Legal Education Review* 219.
- Pearce, D, Campbell, E and Harding, D, *Australian Law Schools: A Discipline Assessment for the Commonwealth Tertiary Education Commission*, Australian Government Publishing Service, Canberra, 1987.

COMPOSITION OF THE PRACTISING PROFESSION IN WESTERN AUSTRALIA AS AT 31 MARCH 1993

	Females		Males		Totals
	Resident	Non-Resident	Resident	Non-Resident	
Partners	44	24	478	296	842
Employees	372	6	556	24	958
Sole Practitioners	34	1	258	4	297
Barristers	8	4	97	130	239
Consultants	2	-	21	1	24
Others	7	2	9	10	28
W. A. Government					
Crown Law Department	25	-	44	-	69
DPP	11	-	44	-	29
Other Departments	14	-	25	-	39
Practice Certificate					
Holders	4	-	12	-	16
Commonwealth Government	19	-	32	1	52
Miscellaneous	9	-	9	1	19
	549	37	1559	467	2612